

令和8年度 社会福祉法人 上越老人福祉協会
介護員養成研修事業 介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称・所在地）

第1条 本研修事業は、下記の事業者（以下「事業者」という。）が下記の事業所（以下「事業所」という。）において実施する。

	事業者	事業所
名称	社会福祉法人 上越老人福祉協会	社会福祉法人 上越老人福祉協会 研修事業部
所在地	新潟県上越市上真砂219番地	新潟県上越市上真砂219番地 新潟県上越市米岡434-1

（事業の目的）

第2条 急速に進行する高齢社会を迎え、上越圏域においても介護分野の人材確保は重要な課題となっている。また、介護のニーズは益々多様化し、サービスの質の向上が求められている。当法人の理念である「老いることが輝く社会に」を具現化するため、慈愛の心と生命の尊厳をしっかりと見据えることのできる介護職員を養成し、介護分野の人材確保に資することを目的とする。

（形式）

第3条 事業者は、事業所において、通学形式により本研修事業を実施する。

（実施課程及び研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

- 第1回 上越老人福祉協会 介護員養成研修
- 第2回 上越老人福祉協会 介護員養成科（上越）1期（デュアルシステム）
- 第3回 上越老人福祉協会 介護員養成科（上越）2期（デュアルシステム）
- 第4回 上越老人福祉協会 介護員養成科（上越）

（年間事業計画）

第5条 令和7年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	令和8年 4月 6日～令和8年 5月 27日	10人
第2回	令和8年 5月 22日～令和8年 8月 21日	15人
第3回	令和8年 9月 11日～令和8年 12月 10日	15人
第4回	令和8年 12月 16日～令和9年 2月 15日	15人
計		55人

その他 募集定員に対し申込者が一定数に達しなかった場合、やむを得ず研修を中止する場合があります。

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 介護事職員として勤務しているもしくは勤務予定であり、介護職員初任者研修における知識・技術の習得を目的とし、事業者が受講を認めた者。(第1回)
- (2) 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することにより、早期就業を望んでいる求職者。公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けられる者で、新潟県立上越テクノスクールが適当と認めた者。(第2回、第3回、第4回)

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は下表に示すとおりとする。

回数	内訳	金額(税込)	納付方法	納入期限
第1回	受講料	77,000円	振込	開講日
	テキスト代	5,720円		
第2回	受講料	無料	現金	開講日
	テキスト代	5,885円		
第3回	受講料	無料	現金	開講日
	テキスト代	5,885円		
第4回	受講料	無料	現金	開講日
	テキスト代	5,885円		

- その他
- ①一度納付された研修参加費用は、理由の如何にかかわらず返金しないものとする。
 - ②このほか、演習時に使用する衣服類については、受講者が各自持参することとし、費用徴収は行わない。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修テキスト 1, 2巻(中央法規出版 発行)
- (2) 応急手当講習テキスト 改訂6版 (ガイドライン 2020 対応) ※第1回は不要
(一般財団法人 救急振興財団 編集)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(研修会場一覧)

第10条 研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表2のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別表3のとおりとする。

(申込手続)

第12条

(1) 受講に係る申込手続は次のとおりとする。

- ① 第1回においては、指定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付すること
- ② テクノスクールまたはハローワークに備えてある入校申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付することとする。(第2回、第3回、第4回)
- ③ 事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講者へ送付する。
- ④ 受講決定後、受講者は所定の書式による医師の身体検査書を提出する。
- ⑤ 事業者は、教材を受講者へ送付又は初日に配布する。

(2) 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修参加費用のうち、教材費を除いた額を返還する。ただし、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

(受講時等の本人確認方法)

第13条 受講者は、受講申込時に、申込書に運転免許証の写しを添付して提出することとする。

また、入校初日に運転免許証の原本を提示することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。運転免許証を所持していない受講者については、下記のいずれかの公的証明書の写しを提出することとする。

- (1) 健康保険証
- (2) 住民票
- (3) 戸籍謄本、戸籍抄本
- (4) パスポート
- (5) 住民基本台帳カード
- (6) 年金手帳
- (7) 国家資格の免許証又は登録証
- (8) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(科目免除の取扱い)

第14条 科目の免除は行わない。

(研修修了の認定方法)

第15条 修了の認定及び評価は、次のとおりと定める。

(1) 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9 心ころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によ

って評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。

- (2) 修了評価は、第9条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。
なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

A：90点以上 B：80～89点 C：70～79点 D：69点以下

- (3) 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に、必要に応じて不合格者補習を行い、再試験を行う。

(研修欠席者の取扱い)

第16条

- (1) やむを得ない理由で欠席する場合や遅刻・早退する場合は、事前に連絡し、速やかに「欠席届」「遅刻早退届」を提出する。
- (2) 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、15時間を上限として補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。

(補講の取扱い)

第17条 事業者は、第15条第3項及び第16条第2項にもとづき必要な補講を行う。また、ここからだのしくみと生活支援技術「基本知識の学習」の最後の1時間に行う小テストについて、20点を満点評価とし、13点以下の受講者に対して補講を行う。

補講は原則として当校で行い、その補講にかかる受講料は無料とする。やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合の補講にかかる受講料は、補講を行う事業者が定める金額に従い、受講者が負担することとする。

(受講の取消し)

第18条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。(第2回、第3回、第4回においては新潟県立上越テクノスクールと協議の上、決定する。)

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第19条 事業者は、第15条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第20条 修了者名簿の管理は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行することができる。

(3) ①第1回の修了証明書の再発行は、事業者が行うものとする

②第2回、第3回、第4回の修了証明書の再発行は、新潟県立上越テクノスクールが行うものとする

(研修事業実施担当部署)

第21条 研修事業は、社会福祉法人上越老人福祉協会 研修事業部において行う。

(個人情報の保護)

第22条 個人情報の取扱いは次の各号のとおりとする

(1) 「個人情報の保護に関する法律」その他関係諸法令を遵守するとともに、個人情報の適正な取り扱いに関する社会的ルールに則して、適切に取り扱うこととする。

(2) 当研修事業で知り得た個人情報は当研修会のみで使用し、それ以外で第三者に提供しないものとする。

(その他)

第23条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

(附則)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

この学則は、令和8年4月1日から施行する。